

入学金の半額減免制度について

学校法人 関西金光学園の設置する学校の入学試験に合格された方が、下記の入学金減免事由に該当されているとき、志願した学校へ納付する入学金の半額を減免する制度があります。

つきましては、この制度に該当する志願者は、下欄の「入学金半額減免についての調査票」の該当する項目にチェック 及び必要事項を記入し、必ず入学試験日にご提出ください。

該当者が当日忘れたときは、入学手続き時にご提出ください。その場合、入学金の半額減免については、後日（4月下旬予定）の返金となります。一旦は入学金全額を納付していただきますので、ご了承ください。

入学金半額減免制度のあらまし

入学試験に合格した入学志願者が、次の①、②、③の何れかに該当しているとき、入学金を半額にする制度です。

- ① 本学園の設置している学校(関西福祉大学、金光藤蔭高等学校、金光大阪中学校・高等学校、金光八尾中学校・高等学校)に兄弟姉妹が在学している。※1
- ② 本学園の設置している学校の令和7年度入学試験を兄弟姉妹2名以上で受験し、合格後2名以上が同時に入学する。※2
- ③ 本学園の設置している学校を卒業した人の子女(子ども)である。※3

※1 在学している兄弟姉妹とは、令和7年3月卒業見込みの生徒・学生も含まれます。但し、本学園設置中学校の3年生にあつては、高等学校へ内部進学する生徒であること。

①に該当し、兄弟姉妹が本校以外の本学園設置校に在学している場合は、兄弟姉妹の在学証明書を、令和7年3月24日（月）の入学説明会来校時に、本校事務室までご提出ください。

※2 兄弟姉妹が本校以外の本学園設置校を同時受験し、入学された場合は、令和7年4月末日までに入学校の在学証明書を提出してください。後日入学金の半額を返金いたします。一旦、入学金全額を納付していただきますのでご了承ください。

※3 ③に該当し、本校以外の本学園設置校卒業生の子女（子ども）が入学される場合、卒業した学校の卒業証明書を、令和7年3月24日（月）の入学説明会来校時に、本校事務室までご提出ください。

○本制度と特待生制度等との併用はできませんのでご了承ください。

なお、この調査は、入学試験の可否とは一切関係ありません。

また、この調査書は、入学金の半額減免制度の確認以外、一切使用いたしません。

切り取り線

入学金半額減免についての調査書

受験番号		受験者名	
電話番号		保護者名	
住所			

<input type="checkbox"/>	①本学園の設置校に兄弟姉妹が在学している		
	在学学校名		年（年次） 組 番
	兄弟姉妹氏名		

<input type="checkbox"/>	②本学園の設置校に同時受験（予定）の兄弟姉妹がいる		
	※金光八尾中学校においては令和7年度入学試験に合格し、入学手続き済みであること。		
	同時受験の兄弟姉妹について	氏 名	
		受験校名	
受験番号		(不明の場合は空白)	

<input type="checkbox"/>	③本学園の設置校を卒業した人の子女（子ども）である		
	該当保護者の氏名	(卒業時の氏名：)	
	受験生から見た続柄	父 ・ 母 (該当箇所には○をつけてください)	
	卒業校名		
	該当保護者の生年月日	年 月 日生	
	卒業年	年 月 卒業	

【その他の確認事項（当制度の要件に該当することを確認した上でチェックしてください。）】

<input type="checkbox"/>	この申請書に虚偽の記載があった場合は、減免された入学金半額相当を即時納付します。
--------------------------	--